

国民健康保険について

(1) 国民健康保険の課題

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、保険税の負担割合が高いといった構造的な問題があり、厳しい財政状況が続いています。また、小規模な保険者においては、高額な医療費が発生した場合に、保険料（税）が変動し、財政運営が不安定になるといった問題があります。

(2) 課題への対応

国における取組

<国保都道府県単位化>

平成 30 年度の国保制度改革により、国における財政支援の拡充による財政基盤の強化と併せて、都道府県が財政運営の主体として、市町村とともに国保運営を担い、財政基盤が脆弱な国保制度の安定化を図ることとしました。（国保都道府県単位化）

国は、国保都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るための取組の一つとして「保険料（税）水準の統一」を進めることとしています。

<国の示す保険税水準の統一スケジュール>

- ①各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースにおける統一」を、令和 11 年度までに実施。
- ②同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」を、令和 15 年度までを目安に、遅くとも令和 17 年度までには実施。

埼玉県における取組

<埼玉県国民健康保険運営方針（第 1 期・第 2 期・第 3 期）>

市町村や国民健康保険団体連合会と共に課題を整理し、第 1 期の埼玉県国民健康保険運営方針（平成 30 年度～令和 2 年度）及び第 2 期（令和 3 年度～令和 5 年度）

を策定しました。

運営方針に基づき、国保財政の安定的な運営のため、一般会計からの法定外繰入れの削減や医療費適正化、事務の広域化・効率化などの取組を推進することとしています。

第2期までの取組を継続し財政の安定化を図りながら、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進を図ることとし、第3期の運営方針（令和6年～令和11年）を策定しました。

＜保険税水準の統一＞

令和6年度からは、第2期までの運営方針に基づき「納付金ベースにおける統一」を実施するとともに、第3期の運営方針において、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することができるよう、引き続き課題解決に取り組んでいくこととし、これを「準統一」と位置付けています。準統一にあたっては、令和8年度までに、法定外の一般会計繰入金の解消を図ることとしています。

最終的には、令和12年度の完全統一を目指すこととし、県と市町村は、本運営方針に基づき、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を図っていくこととしています。

本市における取組

＜川越市国民健康保険赤字解消・削減計画＞

平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、国保財政の健全化を図るため、赤字市町村は、各都道府県が策定した運営方針に基づき、赤字解消・削減計画を策定することとされました。

第1期の県の運営方針を踏まえ、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」を策定しました。

本計画では、赤字解消・削減の目標額を11億円とし、健康経営及び医療費適正化対策、保険税設定の見直し、収納率向上対策の3つの対策に掲げる各施策を推進することとしています。

その中で保険税設定の見直しについては、令和元年度、3年度、5年度と実施しました。

令和５年度に計画の最終年度を迎えるにあたり、当初の計画期間では国等で定義している赤字の解消には至らないことから、計画期間を令和８年度まで延長し、令和６年度から毎年度３億３千万円、３年間で９億９千万円の赤字を解消する計画に改定するとともに、令和６年度の保険税設定の見直しを実施しています。

(３) 今後の予定

- ・令和８年度から、子ども子育て支援金制度の開始に伴い、これまでの３区分（医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分）に加えて、子ども子育て支援金分が新たに課税となります。
- ・第３期の運営方針に基づき、令和９年度の保険税水準の準統一に向け、令和８年度に法定外一般会計繰入金の解消を図るべく、引き続き、川越市国民健康保険赤字解消・削減計画における取組を推進します。
- ・令和９年度の準統一以降は、第３期の運営方針に基づき、県内他市町村とともに令和１２年度の保険税水準の完全統一を目指します。

○本市の現行税率と令和７年度標準保険税率

区 分	R7 川越市現行税率		R7 標準保険税率	
	所得割税率	均等割額	所得割税率	均等割額
医療分（基礎課税分）	7.25%	36,300 円	7.33%	44,961 円
後期高齢者支援金等分	2.70%	14,100 円	2.73%	16,508 円
介護納付金分	2.20%	15,000 円	2.27%	16,334 円
医療分、支援金等分、介護分の合計 （40 歳以上 65 歳未満の被保険者）	12.15%	65,400 円	12.33%	77,803 円
医療分と支援金等分の合計 （上記以外の被保険者）	9.95%	50,400 円	10.06%	61,469 円